

令和2年第1回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 令和2年 3月 3日 午前10:00

○散 会 午後 2:45

○出席議員（18名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理恵子
4番 瓜 生 望	5番 鈴 木 斌次郎	6番 佐 藤 敏 雄
7番 鑑 仁 志	8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭二郎
10番 佐 藤 義 久	11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男
13番 堀 井 克 見	14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟
16番 大 谷 貞 廣	17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 栗 山 隆 昌
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 靖 仁
市民生活部長 菅 原 剛	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法
産業建設部長 櫻 庭 春 樹	上下水道局長 渋 谷 一 春
教 育 部 長 鑑 孝 子	農業委員会事務局長 児 玉 正 生
総 務 課 長 米 谷 裕 二	企画政策課長 千 葉 秀 樹
財 政 課 長 伊 藤 貢	市 民 課 長 菅 生 恵 子
税 務 課 長 鈴 木 学	社会福祉課長 筒 井 弥 生
長寿社会課長 伊 藤 国 栄	健康推進課長 櫻 庭 輝 雄
産 業 課 長 佐々木 涉	都市建設課長 菅 生 司
上下水道課長 畠 山 修	会計管理者兼会計課長 石 川 学
選挙管理委員会・監査委員事務局長 宮 崎 久 春	学校教育課長 山 田 敬 輔
幼児教育課長 櫻 庭 仁	文化スポーツ課長 鈴 木 健 二
天王公民館長 澁 谷 豊	

○議会議務局職員出席者

議会議務局長 門 間 正 博

議会議務局次長 児 玉 亮 悦

令和2年第1回潟上市議会定例会日程表（第1号）

令和2年 3月 3日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長施政方針、教育長教育行政方針）
- 日程第 5 議案第 1号 潟上市監査委員条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 6 議案第 2号 潟上市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 7 議案第 3号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第 4号 潟上市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第 5号 潟上市児童館設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 10 議案第 6号 潟上市工場等設置奨励条例（案）について
- 日程第 11 議案第 7号 潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 12 議案第 8号 潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 13 議案第 9号 潟上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 14 議案第 10号 令和元年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）について
- 日程第 15 議案第 11号 令和元年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について
- 日程第 16 議案第 12号 令和元年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（案）について

- 日程第 1 7 議案第 1 3 号 令和元年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算
(第 4 号) (案) について
- 日程第 1 8 議案第 1 4 号 令和元年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
(案) について
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号 令和元年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 令和元年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 令和元年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
(案) について
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 令和 2 年度潟上市一般会計予算 (案) について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 令和 2 年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算 (案) に
ついて
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 令和 2 年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算 (案) につ
いて
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 令和 2 年度潟上市介護保険事業特別会計予算 (案) につい
て
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 令和 2 年度潟上市豊川財産区特別会計予算 (案) について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 令和 2 年度潟上市下虻川財産区特別会計予算 (案) につい
て
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 令和 2 年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算 (案) につ
いて
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 令和 2 年度潟上市飯塚財産区特別会計予算 (案) について
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 令和 2 年度潟上市水道事業会計予算 (案) について
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 令和 2 年度潟上市下水道事業会計予算 (案) について
- 日程第 3 2 予算特別委員会の設置について
- 日程第 3 3 予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について
- 日程第 3 4 議案第 2 8 号 市道路線の認定及び変更について
- 日程第 3 5 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 6 陳情第 1 号 最低賃金の改善と全国一律制にすることを求める陳情

日程第 37 陳情第 2 号 公立学校に「1 年単位の变形労働時間制」を導入する条例
制定に反対する陳情

午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くから大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（西村 武） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、17番児玉春雄議員、1番鈴木壮二議員を指名します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（西村 武） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの17日間としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月19日までの17日間に決定致しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（西村 武） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりであり、朗読、説明は省略します。

【議会運営委員会の報告】

○議長（西村 武） 次に、議会運営委員長からの報告を行います。6番佐藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（佐藤敏雄） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、2月25日に、提出予定議案、会期日程等を議題として、委員、正副議長、当局から説明員として副市長及び総務部長の出席のもとに開催しております。

2月28日には、一般質問、陳情の取り扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題と

して、委員、正副議長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営についてご報告致します。

はじめに、予算特別委員会の設置について申し上げます。

当局から大綱説明を受けた後に予算特別委員会を設置し、関係議案を特別委員会へ付託する予定です。その後、9日に特別委員会を開催し、補足説明、大綱質疑を行い、終了後、各常任委員会からなる分科会にて詳細に審査する予定です。また、本会議最終日の午前に特別委員会を開催し、各分科会報告、質疑、討論、採決の順に行う予定となっております。本会議最終日は午後から開催する予定で、予算以外の議案等については、各常任委員会報告、質疑、討論、採決の順に行い、予算議案については、特別委員会報告、討論、採決の順に行う予定となっております。

なお、予算特別委員会は議場において開催し、当局の説明員については本会議と同様の取り扱いとなりますので、宜しくお願い致します。

議案審査について申し上げます。

議会運営委員会において、当局より提案理由の概要説明を受けた結果、議案第1号から議案第5号までの条例改正（案）については、総務文教常任委員会へ付託、議案第6号の条例（案）については、産業建設常任委員会へ付託、議案第7号から議案第9号までの条例改正（案）については、産業建設常任委員会へ付託、議案第10号から議案第17号までの各会計の補正予算（案）については、設置予定の予算特別委員会へ付託、議案第18号から議案第27号までの各会計の当初予算（案）についても、同じく設置予定の予算特別委員会へ付託、議案第28号については、産業建設常任委員会へ付託、諮問第1号については、本日の本会議にて審議という区分で行うことと致します。

付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認ください。

次に、陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託することと致します。

一般質問について申し上げます。

一般質問については、8名の通告者がありました。

抽選の結果、3月5日木曜日の1番目に7番 仁志議員、2番目に16番 大谷貞廣議員、3番目に11番 伊藤正吉議員、4番目に3番 菅原理恵子議員、3月6日金曜日の1番目に12番 藤原典男議員、2番目に1番 鈴木壮二議員、3番目に4番 瓜生望議員、4番

目に10番佐藤義久議員となりましたので、宜しくお願い致します。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査について申し上げます。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査は、各委員会とも3月9日月曜日の特別委員会全体会終了後からの開会と致します。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（西村 武） これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、行政報告（施政方針）】

○議長（西村 武） 日程第4、市長の行政報告（施政方針）を行います。藤原市長。

○市長（藤原一成） おはようございます。

施政方針に先立ち、本市における新型コロナウイルス感染症対策についてご報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症については、当初、国において、検疫の強化等による水際での対策を中心として対応方針が決定され、これを受け、本市でも2月4日に潟上市新型コロナウイルス感染症対策本部警戒室を立ち上げております。その後、国内の複数地域で感染経路が明らかでない患者が散発的に発生し、一部地域では小規模患者クラスターが把握されております。このことから、国から、2月25日以降、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針等が示されました。

現在、潟上市では、この基本方針等に沿って感染拡大防止策に取り組んでいるところであります。具体的には、手洗いや、せきエチケット等の感染対策の啓発、相談窓口の開設と公共施設への消毒液の設置、市が主催する会議等の延期や中止とすることなどを行っております。また、教育関係では、市内の小中学校全校を3月2日から3月19日まで臨時休校としています。一方で、保育園、幼稚園、こども園は通常どおり開園しております。

なお、小中学校の卒業式については、参加者を卒業生、職員など最小限の人数で、時間を短縮するなど工夫しながら実施する予定としておりますが、保護者の参加の取り扱いについては、ぎりぎりまで検討するよう教育委員会に要請しており、本日から明日中には最終的な結論を得る見通しとなっております。その際には、またご報告を申し上げます。

小中学校の臨時休校に伴い、放課後児童クラブについては、親が仕事などで日中不在の家庭などに配慮し、開所時刻を長期休業中と同様の午前7時半からとして対応してお

ります。

今後、国の方針等に基づき、状況の進展を見据え、適切に対策を講じてまいります。議会や市民の皆様におかれましては、本件について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、令和2年第1回潟上市議会定例会の開会にあたり、市政の所信と令和2年度予算編成の概要を申し述べます。

<はじめに>

私が潟上市政の運営を担わせていただいていたから、はや3年が経過しようとしています。多くの市民の皆様と「対話と交流」を重ね、まちづくりへの夢を語り合った日々はとても充実しており、あっという間に過ぎ去った感があります。

これまでを振り返ってみますと、昭和地区の保育園3園を統合し、新たに整備した「昭和こども園」をはじめとする子ども・子育て支援の充実、また、防災と健康の拠点施設「トレイクかたがみ」の整備による、災害対策の充実や市民の健康寿命の延伸に向けた取り組みなど、前市政からの懸案事項を引き継ぎ、着実にこれらを実行してまいりました。また、この間には、市民の皆様が自分たちに何ができるかを主体的に考え、自治の担い手として潟上のまちづくりに貢献しようとする動きも見られるようになりました。人口減少と少子高齢化を乗り越える「持続可能な潟上市」の実現に向け、それぞれの主体が自らの能力を最大限発揮できる市民自治のまちこそが私が目指す理想の姿であり、今後もその実現に向けて全力を傾注していく所存であります。

さて、本市における最上位計画「第2次潟上市総合計画（前期基本計画）」及び「潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が計画期間の最終年度となり、次期計画を策定する年度を迎えます。人口減少や少子高齢化をはじめとする本市が直面している課題に対しては、これまでの市政運営をさらに見直し、新たな視点や思い切った改革が必要になってくるという思いを強くしています。

特に、合併による優遇措置の終了を目前に控えた今、行政サービスを維持しながら、いかに財政基盤を安定させていくのかが求められており、その実現に向けては、市民・議会の皆様、そして行政が情報を共有し、まず現状を分かち合うことが必要であると思っています。

今後も潟上市が持続可能なまちであり続けるためには、前例踏襲だけではなく、時代に合った変革も必要となります。その際には、市民の皆様や議会との合意形成に向けて、

しっかりと説明責任を果たしていくことが、最も重要であるとも考えています。

潟上市の現状から決して目を背けることなく、本市の強みである「市民力」を最大限に活かして、自分たちの未来をみんなの創意工夫と努力で切り拓いていくことが、私に課せられた責務であることを肝に銘じ、市長任期の実質的な最終年度となる令和2年度も全力で市政運営に努めてまいり所存であります。

＜令和2年度予算編成について＞

令和2年度は、第2次潟上市総合計画（前期基本計画）の重点テーマである「市民参画と協働」、「子育てと教育」、「住みよさと魅力の向上」の重要課題に取り組む最終段階となるとともに、これまでの取り組みを検証し、後期基本計画を策定する重要な年度です。

令和2年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも170億1,900万円で、前年度の予算と比較して24億9,791万2,000円、17.2%増となりました。

「天王こども園（仮称）整備事業」や「天王市民センター（仮称）整備事業」などの普通建設事業費の増や会計年度任用職員制度の施行に伴う人件費の増などにより、令和元年度当初予算と比較して大幅な歳出予算の増となり、財源確保のため財政調整基金に依存することとなりました。

財政状況は厳しいものがありますが、一方で、このようなときだからこそ、今すべきことを先送りせず、確実に実行していくという姿勢も重要です。「今と将来」のバランスをしっかりと保ちつつ、持続可能な市政運営を行っていくため、市民の皆様にとって真に必要な事業を見極めながら、本市総合計画に掲げる市の将来像「みんなで創る しあわせ実感都市 潟上」の実現を目指し、総合計画に基づく各施策の体系的かつ効果的な展開を進めるための予算編成としています。

そして、令和2年度の潟上市の重要課題は、1. 子ども・子育て支援の充実、2. 災害対策の充実、3. 市民参画と協働によるまちづくり、4. 市民の健康寿命の延伸、5. 事業承継・創業支援の5点であると捉えており、これらに関連する諸施策の推進により、課題解決に向けた取り組みを着実に推進致します。

1. 子ども・子育て支援の充実について。

妊娠・出産・子育て期まで切れ目のない支援を提供し、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、健康推進課内に「潟上市子育て世代包括支援センター」を新たに開設します。

子育て世代包括支援センターでは、妊娠期からの子育て支援として、子育て支援情報を発信するアプリの導入や、妊産婦教室、産後の身体的ケア、また、育児指導が必要な場合は、産後ケア事業を行うなど、安心して子育てができる取り組みを推進します。なお、公募しておりましたセンターの愛称については、選考の結果、「かたるん」を最優秀として愛称に決定したところです。

また、待機児童の解消に向け「天王こども園（仮称）」を整備するとともに、新たに昭和こども園で体調不良児対応型の病児保育を実施します。さらに、予防接種費用や医療費などの経済的支援の継続を含め、就学前教育・保育の質をさらに高めることで、「子育てするなら潟上」をより確かなものとしていく考えであります。

次代を担う子どもたちは、地域の宝です。子育てと教育の充実は、潟上市総合計画（前期基本計画）の重点テーマの一つでもあり、若い親世代のニーズを把握しつつ、より一層の充実を図ります。

また、「総合教育会議」の開催を通じ教育施策の方向性を共有し、「教育に関する大綱」に基づく教育環境の充実にも努めます。今後も教育委員会と綿密な連携を図りながら、教育政策の方向性を共有し、「次代を担うひとづくり」を一体となって進めます。

なお、具体的な施策等については、この後の教育行政の方針で教育長が述べますので宜しく申し上げます。

【主な事業】

子育て世代包括支援センター事業（新規） 1,057万円

天王こども園（仮称）整備事業（新規） 12億7,273万円

でと児童クラブ整備事業（新規） 1億1,689万円

病児保育事業（新規） 673万円

2. 災害対策の充実について。

近年、全国各地で気象変動の影響等による災害の激甚化・頻発化に伴い、その被害が深刻なものとなっています。複雑多様化・大規模化する災害に的確に対応し、被害を最小限に食い止めるための取り組みを進めながら、地域防災力の充実強化を図ることが肝要です。

多種多様な災害が発生している中、過去の教訓や検証を踏まえ、市民の皆様が安全で安心して暮らせるまちを目指して、総合的な対策の確立を図るため、新たに総務部に「危機管理監」を配置します。危機管理監には、内閣府より地域防災マネージャーの証明を

受け、自衛隊秋田地方協力本部から推薦していただいた退職自衛官の採用を予定しています。災害派遣などの現場経験が豊富であり、専門的な知識と経験を生かした、防災及び危機管理に関する施策の推進や各種訓練の企画、指導など、本市の防災と災害対応の核として力を発揮してもらい、地域防災力の更なる向上へとつなげます。

また、社会情勢の変化により、全国的に消防団員が減少傾向にあることから、本市でも消防団員の加入促進や活動条件の整備に向け引き続き取り組むほか、石油貯蔵施設立地対策等交付金を活用し、消防団員の装備充実や活動条件の環境整備も計画的に進めます。

今後も防災知識の普及啓発等を図るため、市民参加による防災訓練の実施等を引き続き実施しながら、市民の生命・財産を災害から守り、災害に強い、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

【主な事業】

消防団員用防火衣等更新事業（新規） 1,287万円

防災行政無線バッテリー更新事業（新規） 481万円

広域秋田五城目線法面改修事業 3,357万円

急傾斜地崩壊対策事業（鳥木沢地区・岩崎地区） 460万円

3. 市民参画と協働によるまちづくりについて。

人口減少社会にいる我々に今求められているのは、将来に向けた不安を解消していくとともに、人や時代の流れを見据え、常に一步先を読む「未来を先取る」視点です。さらには、これまで以上に行政だけではなく、高まった市民力や地域力、知恵や地域の伝統文化を結集して、地域自らが元気や活力を生み出し自立した地域を創る「地域経営型」の市政運営が必要であると考えています。

本市の市政運営における最高規範「潟上市自治基本条例」では、市民と行政はそれぞれ対等な立場であるという認識に基づき、協働してまちづくりを進めること、お互いに対等な立場でともに協力し合うことを定めています。地域課題の解決には、行政と議会、自治会、婦人会、老人クラブ、NPOなど様々な機関・団体がお互いの特性を生かしながら限られた資源を活用し、連携して取り組んでいくことが重要です。

そのための活動拠点として整備を目指す「天王市民センター（仮称）」は、天王公民館の機能を継承しつつ、生涯学習を含めた市民活動を総合的に支援し、多くの市民が集い・語り・交流できる多目的な施設として、令和2年度末の完成を目指します。

【主な事業】

天王市民センター（仮称）整備事業（新規） 11億163万円

地域コミュニティ活動支援事業 4,749万円

プロモーション活動事業（新規） 200万円

コミュニティ・スクール事業 129万円

まちづくり団体活動助成事業 25万円

4. 市民の健康寿命の延伸について。

県内では比較的若い世代の比率が高い本市にあっても、高齢化は着実に進んでおり、今後もまちの活力を維持していくためには、高齢者はもとより、すべての世代の市民の皆様から健康づくりに興味を持っていただき、健康寿命の延伸に向けた取り組みを進めていくことは、重要な課題であると認識しています。この課題に対応するため一昨年10月にオープンしました「トレイクかたがみ」は、多くの来場者で賑わいをみせています。オープン以降、1月末までの総来場者数は7万7,944人となっており、トレーニングルームは言うまでもなく、各種健康教室や多彩なイベントに利用されています。今後も健康づくりの拠点施設として、市民の皆様の健康寿命の延伸につながるよう、様々な取り組みを進めます。

また、胃がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診の罹患率の高い年齢層を対象とする、検診費用の無料化を引き続き実施し、疾病の早期発見と重症化の予防に繋げるほか、新たに特定健診受診率向上支援事業として、市民の個々の特性に合わせた受診勧奨を行い、健診受診者の増加に努めます。

さらに、精密検査費用の一部助成と、がん治療のために頭髪を失った方や乳房切除された方に対する医療用ウィッグや乳房補正具の費用助成、また、インフルエンザや先天性風しん症候群の発生予防に向けた費用助成を行うなど、引き続き市民の皆様の経済的負担の軽減にも努めます。

自殺対策事業につきましては、「誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現」を目標とした、「潟上市自殺対策計画」を平成30年度に策定し、令和元年度から計画に沿って事業を推進しています。市民一人一人が周囲の人への寄り添いや支え合いについて考えていくとともに、自殺に対する正しい知識の普及と見守りへの地域レベルの体制整備など、関係機関と連携し、自殺対策に取り組めます。

【主な事業】

防災・健康拠点施設事業 4,337万円

がん検診事業 3,814万円

インフルエンザ予防接種事業 1,668万円

風しん追加的対策事業 646万円

地域自殺対策強化事業 311万円

5. 事業承継・創業支援について。

東京を中心とする「東京圏」への昨年の転入者は、転出を15万人近く上回る「転入超過」となりました。三大都市圏で「転入超過」となったのは「東京圏」だけであり、一極集中に歯止めがかからない現状が浮き彫りとなっています。我々が暮らす地方では、若者の流出をいかに抑制していくかという課題は解消されていません。

本市でも、若者の地元定着を図るため、地場産業の成長をさらにサポートし、雇用の受け皿を確保していくことはもちろん、事業承継や創業支援といった問題にも引き続き取り組んでいかなければなりません。今後も事業承継の支援ともなる各産業の基盤整備に加え、商工会・市内金融機関等とも連携し、起業・創業者のスキルアップ、資金相談、各種補助制度の周知などを実施します。

市内には多くの農林水産業者や経営者の皆様が本業はもとより、地域の活性化やまちづくり活動などを自発的に行っています。このような民間の力は本市の貴重な財産であり、今後も市として可能な限りの支援を行います。

【主な事業】

農業次世代人材投資事業 1,275万円

創業支援事業 110万円

水産物供給基盤機能保全事業 8,508万円

<おわりに>

以上が令和2年度の施政方針及び重点事業です。

潟上市は、県都秋田市に隣接したベッドタウンという都市的な特性と広大な田園風景に代表される豊かな自然環境を併せ持つなど、まちとしての潜在能力、ポテンシャルはとて高いものがあると考えられます。

例えば、本市では人口減少対策の一つとして、県内初となる市街化調整区域の土地利用の規制緩和策を導入しています。この指定を受けた地域の土地利用は活発であり、秋田市に隣接する追分地区は県内でも数少ない人口増加地区となっています。また、昭和

地区では、事業承継の問題が全国的に叫ばれている中、若手経営者が育ってきており、地域の未来にも明るい兆しが見えています。飯田川地区では、国指定重要文化財・小玉家住宅とその周辺エリアを活用した体験型の観光資源づくりの取り組みが進んでおり、人々の交流が生まれる地への変貌を予感させます。さらに、天王湖岸地区や昭和白洲野地区の特産品である果樹を活用しての6次産業化の動きもあり、様々な面での波及効果が期待されます。

これらはすべて「民」が主導する取り組みであり、今後のまちづくりの推進には、市民の皆様之力、「市民力」の向上が欠かせません。このような取り組みを通じて生まれる潟上市民としての矜持、「シビックプライド」が多くの市民の皆様の心に芽生え、さらに高まっていく市民力こそが、持続可能な潟上市としての未来を切り拓いていくものと確信しています。

本市には、解決すべき課題があります。しかし、私は、課題があるからこそ前に進めると考えます。市民一人一人がおのこの英知を結集し、果たすべき役割を明確にし、市民の連帯感を醸成しつつ、先達から受け継ぎ、後世に引き継ぐ郷土愛・人間愛の「心のともしび」を決して消してはなりません。

私は、市民各位のご支援により、生まれ故郷の潟上市の首長になり得たことに限りない誇りを感じると同時に、責任を痛感しています。今こそ自らを厳しく律し、常に自己反省を怠ることなく、市民の皆様とともに、潟上市の未来を切り拓いていくため、職員ともども全力を傾注し、懸命の努力を致す所存であります。覚悟であります。

最後に、議員各位並びに市民の皆様、市政への一層のご支援とご協力を心からお願い申し上げます、令和2年度の施政方針と致します。

【教育長の行政報告（教育行政方針）】

- 議長（西村 武） 次に、教育長の行政報告（教育行政方針）を行います。工藤教育長。
- 教育長（工藤素子） おはようございます。

市長の施政方針に引き続き、教育委員会から教育行政を進めるにあたっての方針を述べさせていただきます。

<はじめに>

平成から令和へと時代が新たな舵を切ったこの1年、幾多の課題を解決していくにあたり、議員の皆様はじめ様々なお立場、様々な考え方の方々からご意見を伺い、これから目指すべき潟上としての教育のあり方を私なりに改めて考え直すことができましたこ

とに、まずもって御礼を申し上げます。

また、市民の皆様が市や各学校・各園、公民館・図書館などで行った事業など、様々な場面で参画して下さるお姿に触れる中で、時には、人が集い協力して成し遂げることで広がる笑顔の輪に幾たびも胸を熱くして、時には、地域の皆様から子どもたちが温かく見守られ育ってきたことに意を強くして、心から感謝しながら歩んでまいりました。

この1年の国の動きとして、昨年10月に幼児教育・保育の無償化が始まるなど、子ども・子育て支援新制度も新たなステージを迎えました。また、新たな学習指導要領によって、学校教育の目指すべき方向や教育課程の基準が示され、移行の段階を経て、令和2年度は小学校で完全実施の年となります。

また、2015年に国連サミットにおいて採択されたSDGs、すなわち「持続可能な開発目標」として17の目標が示され、その4番目に「教育」が取り上げられておりますが、昨年12月に国連総会で採択となったESD for 2030、すなわち「持続可能な開発のための教育」の新たな国際的な枠組みの中でも、現代社会の課題を自らの問題と捉え、身近なところで主体的に取り組むことがうたわれるなど、今や、広い視野を持ち、考え、そして行動する人間の育成は、世界共通の課題であります。

さて、この1月に、本市の3つの中学校の生徒会役員代表の9名が、我が潟上の誇る農業指導者、石川理紀之助翁の農業指導のご縁で結ばれた宮崎県都城市を訪問し、現地の中学生や地域の方々と交流してまいりました。これは、生まれ育ったまちへの愛情や誇りを育み、地域社会の一員としてまちづくりに参画する「人財」、人の宝を育成するために、相互交流学習を進めてきたものであります。参加した生徒が、「潟上市との交流を大切にする都城市の方々との出会いを通して、改めて自分たちのまちや学校の未来について考え直す機会になった」と語っておりました。

私は、こうして一人一人の潟上の子どもたちが受け取ったバトンを次の仲間につなぎ、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の担い手となることができるよう支援していくこと、そして、このまちに住まう皆様が、生涯学び続けることを通して生きがいを実感し、生き生きと過ごせるまちを皆様と協働でつくり上げていくことが、最大の使命であると考えております。

このまちに生まれ、あるいは住まい、このまちの自然や人などの恵まれた環境の中で、今日このときも、子どもたちは、精いっぱい学び、遊び、成長しております。そして、様々な生涯学習、生涯スポーツを通じて、市民の皆様が交流し支え合って、生き生きと

した活動が生み出されております。こうした一人一人の皆さんの生きる力を誠実に受け止め、次の時代の人づくりを目指し、「生涯にわたり切れ目のない学び」の基礎をつくる子育て支援の充実、すなわち就学前教育と義務教育の充実に努めてまいります。また、潟上としての「社会に開かれた教育課程」のあり方を構築し、「主体的・対話的で深い学び」を通して自ら学び、幅広い視野に立ってふるさとを愛する心を持ち、自ら考え、自ら行動できる子どもたち、持続可能な未来の担い手であることを自覚し、未来に向かってたくましく心豊かに生き抜く子どもたちを育ててまいります。そして、地域課題を解決し地域活性化につながる、主体的な活動に取り組む仲間の輪が広がるまちづくりを進めてまいります。

以上の令和2年度の教育行政運営にあたっての基本姿勢を踏まえ、「次代の人が育つ、生涯学習都市」、市民の豊かに生きる力を育成し、生涯にわたり切れ目のない学びができる潟上市を目指して、次の3点を教育行政の重点項目として、着実に取り組みを進めてまいります。

1. 子育て支援の充実。

次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援するための指針となる「潟上市子ども・子育て支援事業計画」が、令和元年度をもって最終年度となることから、現在、これまでの取り組みの成果や課題を検証し、次世代育成行動支援計画を兼ねた「第2期潟上市子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めております。

第2期計画は、令和2年度からの5年間を計画期間とし、第1期計画の基本理念を継承しつつ、子ども・子育て支援新制度に基づく子ども・子育て支援事業計画と、それ以外の子ども・子育て支援にかかわる取り組みとに分けて、基本目標を設定し、計画を推進してまいります。

計画初年度となる令和2年度には、地域子ども・子育て支援事業として、昭和こども園に保健師や看護師などの有資格者を配置し、在園児を対象とする「体調不良児対応型の病児保育事業」を実施するなど、保育サービスの拡充を図ります。さらに、幼児教育アドバイザーによる就学前施設への指導や研修会などを実施し、教育・保育の質の向上に努めてまいります。

また、本市における喫緊の課題であります待機児童の解消に向けては、引き続き保育士の確保に努めるとともに、教育・保育施設の整備に努めてまいります。「潟上市幼保一体化施設基本計画」に基づく、幼保連携型認定こども園の整備については、令和元年

度に、天王こども園（仮称）整備にかかわる設計業務に着手したところでございます。天王地区3園を統合することにより、保育士の集約を図り、受入体制を拡充するほか、保護者の就労の有無にかかわらない一貫した教育・保育を提供し、地域の子育て支援事業と合わせた幼児教育・保育の充実に努めてまいります。

放課後や長期休業期間等において、共働き家庭等の児童に適切な生活や遊びの場を提供するため、新たに出戸小学校敷地内に「でと児童クラブ」を整備し、放課後児童の安全かつ安心な居場所の確保と充実に努めます。

今後も、多様な子育てニーズに対応する保育サービスの提供と、子育てを地域全体で支援する青少年の健全育成を推進してまいります。

主な事業については、市長の施政方針で述べられたとおりです。

2. 学校教育の充実。

グローバル化や急速な情報化、技術革新が進み、社会のあり方が大きく変わろうとしております。こうした社会の激しい変化を見据え、子どもたちには、単に知識を身につけるだけでなく、学んだことと自分の人生や社会とのつながりを実感したり、学んだことを活用して生活や社会の中で出会う課題の解決に向けて主体的に生かしたりする、新たな学びへの転換が求められております。

令和2年度から小学校で新学習指導要領が全面実施となり、3・4年生で外国語活動が、5・6年生では教科化された英語がスタート致します。外国語教育の一層の充実のため、令和元年度は、ALT1名の増員と、県の教育専門監制度を活用し英語指導にたけた教員の配置を行ってきたところでありますが、さらに令和2年度は、英語に堪能な外国語活動支援員の時間数を増やし、子どもたちがさらに英語に親しみ進んでコミュニケーションを図ること、及び「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の4つの力を総合的に育ててまいります。

このたびの学習指導要領改訂では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という理念を学校と社会が共有し、互いに連携・協働しながら教育活動を充実させることを通じて、子どもたちに未来を切り拓くための資質や能力を育てていくことが必要だとされております。キャリア教育、ふるさと教育など地域とかがわり地域に根差した活動をはじめ、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動など、学校と家庭、地域がともに手を携えた取り組みを一層推進してまいります。

また、学力の向上と豊かな心の育成に向けたきめ細やかな指導の充実に努めるため、

小・中学校が校種を超えた連携を進めてまいります。

主な事業としては、外国青年招致事業1,182万円などです。

3. 生涯学習、生涯スポーツ、芸術・文化活動の推進。

「市民が互いに支え合い、心と体の健康と生きがいを実感できるまちづくり」を進めるため、生涯学習、生涯スポーツ、芸術・文化活動を推進してまいります。

生涯学習の推進につきましては、「第3次潟上市生涯学習推進計画」に基づき、学習機会の創出や生涯学習情報の提供、社会教育関係団体との協働に努め、子どもたちから高齢者まで広く読書に親しむことができるよう読書活動を推進してまいります。また、生涯スポーツにつきましては、「潟上市スポーツ推進計画」に基づき、生涯スポーツの普及を図りながら健康の維持増進と活力創出を目指して取り組んでまいります。

生涯学習の拠点施設の一つであります天王公民館につきましては、解体工事が進んでおり、引き続き天王保健センター・福祉センターを活用しながら、利用者の皆様にご不便が生じないよう、今後ともサービスの維持に努めてまいります。

7月から開催されます東京2020オリンピック関連行事としまして、本県2日目の6月10日水曜日に、本市を出発地として聖火リレーが行われます。より多くの市民の皆様と一体となって進めることにより、これを機会に、市民の健康維持増進や健康寿命の延伸など、生涯スポーツの振興を図ってまいります。

【主な事業】

出戸地区コミュニティセンタートイレ改修工事 351万円

東京2020オリンピック聖火リレー（新規） 483万円

<おわりに>

「よく見て、試して、考える」

これは、石川理紀之助翁を描いたミュージカルの中で、石川翁の師匠が若き日の翁に語った言葉とされております。

私が教育行政に臨む基本姿勢として、様々な社会的な課題、教育課題の一つ一つに真摯に向き合い、我が潟上市としてどのように解決していくのが最良であるか、状況を様々な視点からよく見て、様々な立場の様々な考えを持つ市民の方々からよりよくお話を伺い、職員チーム一丸となって方策を練り上げて実行し、さらにどうあるべきかを再考していく、すなわち「よく見て、試して、考える」、この過程を大切に、市民の皆様とともに確かな歩みを進めてまいりたいと存じます。

「生涯にわたり切れ目のない学び」の実現のため、今後の園や学校における保育・教育の向上とともに、地域の教育力向上が必要不可欠と考えます。

「人は一生、学び、人は一生、育つ。」私の教育に対する信念を改めて申し上げ、今後も、市民の皆様のお力をお借りしながら、潟上が持つ地域のよさを生かし、市民の豊かに生きる力を育成し、生涯にわたり切れ目のない学びができるまち、文化の風薫る笑顔あふれるまちづくりのために、真摯に全力で取り組む所存でございます。

最後に、重ねて議員の皆様のご指導と市民の皆様のご協力に心から感謝申し上げ、また、今後のご支援とご協力をお願い申し上げまして、令和2年度の教育行政の方針と致します。

○議長（西村 武） これで行政報告を終わります。

【日程第5、議案第1号 潟上市監査委員条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第5、議案第1号、潟上市監査委員条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案第1号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、第1回潟上市議会定例会提出議案についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

議案第1号、潟上市監査委員条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市監査委員条例の一部を次のように改正するものとする。

令和2年3月3日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正内容についてご説明申し上げます。

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正前の条例で引用している地方自治法第243条の2の条項にずれが生じたため、改正前の条例第4条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改めるものでございます。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託致します。

【日程第6、議案第2号 潟上市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例(案)について】

○議長(西村 武) 日程第6、議案第2号、潟上市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例(案)についてを議題と致します。

議案第2号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長(菅原靖仁) それでは、議案書の3ページをお開き願います。

議案第2号、潟上市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例(案)について。

潟上市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和2年3月3日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、当該職員がその任用実態に即した方法によりサービスの宣誓を行うことができるよう所要の規定を設けるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正の内容についてご説明申し上げます。

改正前の条例では、新たに職員となった者は、任命権者等の面前において、宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならないとしておりますが、多種多様な任用形態がある会計年度任用職員の場合においては、別に規定を設けることを可能とする旨を条例に追加し、職務の宣誓に係る負担軽減を図ることとしております。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長(西村 武) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第7、議案第3号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)について】

○議長（西村 武） 日程第7、議案第3号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案第3号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の5ページをお開き願います。

議案第3号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和2年3月3日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、識見を有する者のうちから選任される監査委員の報酬の額を改めるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正内容についてご説明申し上げます。

監査委員のうち、識見を有する者の報酬を月額4万円から5万円に引き上げるものであり、他市の状況を鑑みて見直すものでございます。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑がないようですので、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第8、議案第4号 潟上市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第8、議案第4号、潟上市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第4号について、当局より提案理由の説明を求めます。鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） それでは、議案書の7ページをお開き願います。

議案第4号、潟上市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例（案）について。
潟上市勤労青少年ホーム設置条例の一部を次のように改正するものとする。

令和2年3月3日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、勤労青少年福祉法の一部改正により勤労青少年ホームに関する規定が廃止されたことに伴い、所要の規定を整理するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

第1条の改正では、潟上市勤労青少年ホーム（以下、ホームと致します。）、このホームの設置目的を改正しております。

改正前は、「勤労青少年の福祉の増進と健全な育成を図るため」としていたものを、「勤労青少年及び地域住民の福祉の増進と健全な育成を図るため」に改めております。

次に、第3条の「ホームで実施するべき事業」及び第4条の「ホームを使用するための資格」は削除しておりますが、施設の利用等については従来どおりでございます。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第9、議案第5号 潟上市児童館設置条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第9、議案第5号、潟上市児童館設置条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第5号について、当局より提案理由の説明を求めます。鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） それでは、議案書の9ページをお開き願います。

議案第5号、潟上市児童館設置条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市児童館設置条例の一部を次のように改正するものとする。

令和2年3月3日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、昭和西部児童館を廃止することに伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正内容についてご説明申し上げます。

提案理由でもご説明しましたとおり、昭和西部児童館を廃止するものでございます。

昭和西部児童館は、昭和49年に設置され、築46年が経過しております。長きにわたり地域の皆様に利用されてきましたが、近年は老朽化が著しく、また、利用者も年々減少しておりましたので、地域との話し合いの結果、同地域内に設置しております「湖南交流センター」を活用していただくことで、本年3月末をもって同児童館の供用を終了することと致しました。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 今のご報告でわかりましたけれども、今後の施設は解体の方向でいくのでしょうか、お伺い致します。

○議長（西村 武） 鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） ただいまの佐藤議員のご質問にお答え致します。

児童館の今後でございますが、今回の条例改正をご承認していただきましたら、来年度当初予算に解体前のアスベスト調査委託料を予算計上しておりますので、その予算のご承認をいただきました後、来年度中にはアスベスト調査を実施する予定でございます。解体につきましても、いずれ解体ということにはなるかと思いますが、状況を見て対応ということになると考えております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 教育部長さん、もう一回。令和3年にアスベストということになるということでしょうか。

○議長（西村 武） 鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） 佐藤議員のご質問にお答え致します。

アスベスト調査は、令和2年度に予定しております。

以上でございます。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

暫時休憩します。開始は15分ですね、11時15分開始します。

午前 11時03分 休憩

.....
午前 11時15分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第10、議案第6号 潟上市工場等設置奨励条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第10、議案第6号、潟上市工場等設置奨励条例（案）についてを議題とします。

議案第6号について、当局より提案理由の説明を求めます。櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） それでは、議案書の11ページをお開き願います。

議案第6号、潟上市工場等設置奨励条例（案）について。

潟上市工場等設置奨励条例を次のように制定するものとする。

令和2年3月3日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、市内に工場等を新設し、又は増設する者に対する奨励措置の対象、内容等を総合的に見直すため、潟上市工場等設置奨励条例の全部を改正するものでございます。

近年の多種多様化する企業活動への対応や、本市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、地元企業とともに本市の持続的発展を目指すためには、今が転換期であると捉え、奨励事業を総合的に見直ししたものでございます。

また、改正前の条例は、条文の構成が複雑なため、条例の想定する内容と異なる捉え方をする事業者もおりましたので、今回の見直しを機会にわかりやすい内容に全部改正するものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。

次のページをお願い致します。

はじめに、第1条でございますが、本条例の目的でございます。市内に工場等を新設し、又は増設する者に対し、奨励措置を講ずることにより、市産業の振興、雇用機会の拡大等、地域経済の発展に寄与することを目的としております。

次に、第2条でございますが、用語の定義でございます。対象となる工場等の業種を製造業、情報通信業及び首長が特に必要と認める業種とし、拡充を図っております。

次に、第3条でございますが、奨励設置の対象となる工場等について規定してござい

す。対象工場等は、新設の場合が、投下固定資本5,000万円以上、かつ新規常勤雇用者10人以上でございます。改正前の条例では新規常勤雇用者を5人以上としていたものを、10人以上に引き上げております。これにつきましては、条例の第1条にあります、本条例の目的が「市産業の振興」、「雇用機会の拡大等」及び「地域経済の発展」に寄与することであるならば、対象工場等については、ある程度の規模は必要であるべきとの考えから見直しを図ったものでございます。第2条でご説明しましたとおり、「業種」については拡充を図っておりますので、多種多様な事業者の参入機会になり得ると判断したものでございます。

なお、増設につきましては、従前のおりで、投下固定資本3,000万円以上、かつ新規常勤雇用者5人以上でございます。

次に、第4条でございますが、奨励措置の内容を規定しておりますが、第2号に規定しております「奨励金、助成金等の交付」につきましては、改正前の条例では、条例で規定しておりましたが、全部改正に伴い規則で規定することとしました。これにつきましては、さきにご説明しましたとおり、改正前の条例は条文の構成が複雑なため、事業者側における条例の捉え方に揺れが生じていたため、わかりやすい内容に改正するためのものでございます。

次に、第5条でございますが、固定資産税の課税免除の内容を規定しております。免除期間につきましては、5年間から3年間に短縮しております。短縮した理由につきましては、第3条で説明しましたとおり、新設の場合の対象工場等につきましては、ある程度の規模を必要としております。さらに長期の課税免除の期間を必要としなくても安定した経営を維持できるような事業者であれば、地域経済の発展に寄与することが可能であるとの判断からでございます。

次に、第6条でございますが、対象工場等の認定について規定しております。第4条に規定する奨励措置を受けるためには、申請により対象工場等の認定を受ける必要がございます。

次に、第7条でございますが、奨励措置の承継について規定しております。

次に、第8条でございますが、奨励措置の取消しについて規定しております。

次に、第9条でございますが、報告及び調査の規定についてでございます。

最後に、第10条でございますが、委任の規定についてでございます。

なお、本条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 改正の理由が、今までの条例と違ってわかりやすくしたということと企業の奨励というふうなことで、そこに焦点をあてた内容みたいなんですけれども、新設の場合は雇用の関係が10人以上になるということ、あと、固定資産税が免除が5年から3年というふうなことが大きな内容だと思いますが、こういうふうに変えることによって、来る企業がちょっと何ていうんですか、狭ばめられるというかね、そういうふうなこともちょっと考えられるんですけれども、そこら辺はどのようにお考えですか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

今、改正によりまして来る企業が狭ばめられると、そういうことが考えられるんじゃないかというご質問でございますけれども、確かに今回の改正におきまして、一番大きなところについて申し上げますと、まず要件については、先ほど部長が説明したとおりでございます。5人のところを10人にすると、それが要件でございます。なおかつ、新設30%については、今限度額1億円という形で設備投資した場合に助成を行っているわけでございますけれども、この部分につきましては、今説明にはなかったですけども、規則の中で定めまして、限度額を新設20%で限度額3,000万円というふうに改正させていただきます。これによりまして、確かにおっしゃるとおりハードル上がることとなりますから、今までこの4年間の中で来た企業、全部で3億円近く投資してございます。ですから、今までのペースで来るということはちょっと考えられなくなりますが、やはり地元密着型ということで、今後の市政を考えた場合には、ここのところで一旦区切りをつけまして、考え方をまた改めていきたいということで今回提案したものであります。先ほど言いましたとおり、10人にすることによって持続可能なそういう会社の方が進出してくださるのではないかなと、安心して受け入れることができるのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） まず、お金のところもね、条例の中ではっきりうたった方がいいんじゃないかなというふうに、私はそういうふうに思います。

それで、新設の場合10人の雇用というふうなことをうたっておりますけれども、これ

は潟上市とかに関係なく、新規採用というふうなことでの意味なのか、県内でもどこでもいいのか、そこら辺の考え方はどうなんでしょうか。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 藤原典男議員の質問にお答え致します。

雇用人数の10人につきましては、潟上市民を想定しております。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） そうすれば、もっとはっきりわかりやすく、本市の雇用というふうなことでうたって、それから助成金についてもちゃんとうたった方が、後々問題起こらないんじゃないかなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。お願いします。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまの質問にお答え致します。

すいません、私、先ほど潟上市民10人以上と申しましたが、ちょっと間違っております。雇用人数は10人以上のうち、潟上市民5人以上、新設の場合は潟上市民5人以上ということでおたっております。

それから、はっきり条例の方にうたってはどうかということですが、やはり今、事業者に対しましては、この条例を提示しまして、まずわかりやすいこと、そして規則の上ではっきりしたことを申し上げてるという形になりますので、この形でまず進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 今、同僚議員からも縷々お話ありました。今お話ありましたことも非常に重要なことです。併せて私が今感じてることを何点かお尋ねしたいと思います。所管は産業建設常任委員会でありますから、所管の方に掘り下げた部分は譲りたいとは思いますが、やはりこれですね、今まで、それから現在、この先の潟上のやはり市の企業誘致、あるいはまた雇用、地域経済等々に大きく影響を及ぼす、皆それぞれ条例とか規則は大事なんです、特に私は大事だという捉え方をしていますので、その側面から何点かお尋ねしたいと思います。

先ほど担当部長から冒頭にお話しありましたけれども、そして副市長からもありました。で、今までの従前のものが変化したのは、私の記憶によれば、まさに三、四年前かな、山本精機という航空機産業がにわかに潟上市にシフトすると、そこをスタートにし

て条例の改廃が行われると。で、企業側にとっては非常に来やすい改正をしたというふうな経緯があります。それは固定資産税であったり、工場まで市が丸抱えする。そしてまたさらに、補助金も差し上げる。これは潟上市がやれば、併せて秋田県もそれにシフトしてくると。至れり尽くせりのようなことでした。で、山本精機からスタートして何社か恐らく、大変好条件ですから続いたと思います。問題は、そのときの市としての狙いは何だったのか。なぜね、特例的な条例を改廃し、そして山本精機、航空機産業だけというね、ただハンテンだけで判断したとなれば、あまりにも拙速であったし、やはり行政の一貫性からいってどうなのかなというのは、当然我々議会としても市民とも思いますよ。で、三、四年で、まさに元に戻るといふ条例の改廃だとするならばですよ、やはり公平性という問題も出てくるだろうし、まあ税金を投じた以上。そこらやはりチェックしなきゃならない、検証しなきゃならないものが私はやはり山積してるのかなというふうに思います。よって、山本精機以来の何社企業誘致がなされたのか。そして、特典、いわゆる優遇を与えた条件は、金銭的には何社で幾らであったのか。金銭的に幾らで、まあ何社掛ければわかるんだけどね。そして税金はどうだったのか。あるいは社屋等はどうだったのか。あと、いま一つは、そういう流れの中で雇用の確保というのが私はやはり非常に命題だったと思うんです。働く場所の確保。その後、その市がシフトした企業に、現実に、まあ数年が経過してるわけですから、どんだけの雇用の確保が実現されてるのか。雇用の確保なければ経済の活性化とか地域経済の発展に全く寄与してないということになりますから、先ほども議論になりましたけれども、それは潟上市民なのか、市民でないのか等々、やはり掘り下げて、しかもウイングを広げてきちっと検証しなければ、これはそう簡単に変えられる条例、規則じゃないだろうと。まさに朝令暮改のような思いで、スタンスであるならば、私はやはり論外だと思うんですよ。ですから、そこら辺の運び。どういうプロセスを経て、ここまで来たのかということが今の説明ではちょっとわかりにくいところが多々ありますので、大変くどいように申し訳ありませんが、今申し上げたこと、まず1回目として、まずその時系列にきちっとひとつ検証した結果等々をまずお答えいただきたいと思います。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

まず、今回の改正でございますけども、そもそもが平成26年3月に改正されてまして、そのときには対象が要件として10人以上雇用、それに対して投資の助成が新設20%に対

して限度額3,000万円ということでありました。そして用地取得については、昭和工業団地に限って5,000㎡以上取得した場合に、新設30%、限度額3,000万円というような規定を設けたところでした。そして、ただいまお話にありました山本精機さんの進出に伴いまして、平成28年の5月に改正が行われております。その際に、要件でありますところが10人以上が5人以上ということで緩和されております。そして、その際に設備投資の助成が新設30%以上に対して限度額が1億円と、新設30%で1億円という、近隣県内市町村に比べても非常に破格の助成ということでした。それから、28年から今までに助成を行った分につきましては、まあ新設でいきますと、山本精機さん、それからTGFさんという形、あとは、30年度になりますが、元年度になりますが、東洋熱科学さんとか三井精密さんという形で来てますが、全部で会社の数としましては6社に対して、3億円近くの助成をしているということになります。この4年間で。そして雇用に対しましては、雇用人数は104名増えております。そして、そのうち潟上市内の市民が51名という形で、こういう形で雇用の成果としてはこのような形になっております。そしてまた、なかなか税に対して、まあ税のお話もありましたけども、税に対しては先ほど言いました固定資産税が免除してる最中、そしてこのほかにありますのは、市民税、個人の住民税でございますけども、それは正式な数字はちょっと申し上げられませんが、普通考えれば大体1人、年間3万円とかそういう数字になりますので、そうすると年間150万円ぐらいの数字ということで試算はできるわけでございます。それでなおかつ、法人市民税ということもございますけれども、新たに進出した企業につきましては大体均等割分が相当かなということで、均等割でいきますと年間まず5万円ですか。ということで、3億円投資したのに対して、税収という形で見ますとなかなか厳しいものがあるわけでございますけども、またそれ以外の成果が出てきているということもあります。

28年誘致しました山本精機さんにおきましては、県内企業30社への発注、3億円を超えております。また、市内では2社が連携した取引を行っており、地元経済の底上げに貢献していると思っております。また、平成29年誘致企業の東洋熱科学と平成30年誘致企業の三井精密においても、相互に取引するなど誘致による相乗効果もあらわれてきているということで、それなりの成果は上がってきていることを思っております。しかしながら、今、今回改正にあたりましては、まず、結局30%で1億円限度という形で投資するとなると、現状の我々の財政状況を考えた場合、今後も引き続き同様の助成

ができるかという、これはちょっと厳しいなという面もありまして、なおかつ、そういう企業の今後、まあ当然、この企業が20年後、30年後には潟上市のためになってくれるということを大いに期待しながら、その新たな進入に対してはちょっと慎重にいきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 今、副市長から縷々ご説明をいただきました。やはりこの企業誘致に関してね、まあこれは全国津々浦々の自治体が一斉にやっていますよ。併せて、秋田県はじめ各自治体、潟上市もそうですけども、職員一人までご丁寧に首都圏とか関西の方に派遣をしてね、そして我が潟上を売り込んで、願わくば、まあ当然地域のブランドを買っていただくと同時に、潟上の宣伝をしながら企業誘致にもつなげていくというふうなこととシフトしてきてるわけですよ。

で、やはりね、今、副市長も言っていましたけれども、6社来て大体今のところ3億円だと。これは30%な割合によってね、すべて1億円っていうわけじゃないでしょうけど。それでまあこういうふうなカウントされたと思うんですが、私やはりね、相当こうわかりやすくやらないと、潟上が何でこう急に舵を切ったのかというふうなことを、やはり内外の企業に誤解っていうかね、誤った情報発信にややもすればなるんじゃないかと。もっと平たく言えば、山本精機とか今まで来た企業が、雇用の確保とか地域振興とか地域経済の活性化にそれほど貢献してなかったのかと。逆から見ればですよ、そうなりかねないわけですよ。ですから、この今回の条例だとか規則等々の今説明を受けましたけれども、いつから施行だとなれば、今現在申請するものはぎりぎりセーフだと。そして令和2年の今年の4月1日から施行だとなれば、何か乗り遅れたのとね、ぎりぎり乗ったものとかって様々なこと、これ利害損得が絡みますから、出てきますよ。で、今部長が言ったとおり、条例で定めるもの、規則で定めるもの、その基準が何なのかもちょうと私どもには理解できない。ですから、やはり産業振興全体を揺るがしかねない、私はこれね非常に大事な問題だと思いますよ。ですから、これ議論、質疑、今委員会でやればいいことだけれども、こういうものほど、それこそ全協でも開いて議員のやはり感性とか感覚も聞きながら、そしてやはり一つ一つ検証して積み上げて、そしてやはり提案してくると。これね、ざっくりね大きくくりで来たところで、肝心なところがわからないですよ、はっきり言って。山本精機云々たって、その後になってきた議員の方々もおり

ますし、経緯わからないとここで議論すらできませんよ。だからそういうこともやはりきちっと配慮しながらやっていくのが、やはりこれからの当局の求められる姿勢じゃないかなというふうに思います。まして今度、工業団地のみならず全市に及ぶとかね、様々な要件変更あるわけでしょう。で、6人の所管の委員会でもめったって、これまた負担ちょっと多いですよ、はっきり言って。最終日に大谷委員長に伺ったところで、委員長だって大変ですよ、これ。ですからそういうためにも、事前にやはりきちっと我々が、なぜ今変えなきゃならないのか、検証した結果はどうであったのか、きちっとしたそういう様々な要素を共有しながら、当局も議会も、そして断を下していく。このプロセスはやはり私は避けて通られないんじゃないかなというふうに思っていますよ。もうこの提案と、規程なんて一つもわかんないわけですから、出てないしね。いちいち聞くって3回で終わりですから。だから実質、まあ審議できないという状況も露呈してくるわけですよ。

結論として申し上げますけれども、そこらも含めて、まあ当然所管の委員会でやると思いますが、今まで答えた部分だけでもいいですから、ちゃんと活字にして、活字にしてね、当該の委員はもとより我々議会の方にも、今までなのはこうですと。四、五年の経緯はこうでしたと。そしてそれを踏まえながらこういうふうに変わっていくんですよ。で、変わった暁には、どれだけのメリットがあるのか。場合によってはデメリットもあるのか。そういうふうなことをやはり我々にお示しいただきたい。でないと、これやみくもにね、いいとか悪しとかと結論のできない代物ですよ。そのことを申し上げたいと思いますが、まあ聞けること聞けないことあるでしょうが、いかがですか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問とご提案についてお答え申し上げます。

やや拙速の感があるんじゃないかというご指摘のところについては、まあそういう感も否めないということは認めつつも、ただ、この条例は、言ってみれば対民間に対して我々がいわゆる企業誘致するためにどのような戦略をもってるかの一番表に立つ条例であります。ですので、我々としては、その情報についてはなるべく我々執行部内の関係する者だけにとどめてこれを検討してきたというのが実態であります。ただし、今堀井先生ご指摘のとおり、今までの検証であるとか、それから実績であるとか課題であるとかということは、当然所管の委員会等、我々はそこは必要であれば資料も提出しつつやってまいりたいと考えております。

まず一つは、前の条例、私もその条例下において今まで企業誘致をさせていただいたわけでございますけれども、最初の私の前の条例の今の現行の条例の感想を述べさせていただきます。

この市は、すごい市だと。ある一定条件を越えれば、財政状況はともあれ、あの条例下においては1億円を出さざるを得ないという条例のつくり込みになっておりました。ですので、かなり財政的に裏付けがあり、そしてそういったものに対する備えもあるものというふうな想定の中でやってまいりましたが、実際に今年度の予算編成を見ても、なかなかそうはいかないという現状があります。さらには、合併の特例が最終盤を迎えて、我々が今後、この条例下において果たしてそういった企業さんがいらっしゃったときに、この条件で、ただ我々が制定してる条例ですから、それは守らざるを得ない。どんなことがあってもですね。仮に福祉の後退、あるいは教育の後退があっても、その1億円は払わざるを得ないというつくり込みになってございました。それで、もう一つは、企業の、先ほど産業建設部長の方からもありましたとおり、職種の限定が今のいわゆる情報産業を主流とする、これから5Gとも言われるこの時代に、果たしてそれがそぐうかどうかと。それも条例規定ですから、それを破って助成を差上げることはできません。で、最終的には対民間の方々と我々は、ある意味、民間の方々はスピード感を求めますし、結果も当然求めてまいります。その中で、我々はその民間の方々が要望するものにこの条例のつくり込みがなっているかどうかということも検証した場合に、ややそこは不足してる感もあるということで、そこの言ってみればウイングを広げたということがございます。ただ、固定資産税の5年優遇というのが果たして我が市にとってどうなのかと。当然固定資産税は、初年度の方が設備投資等がありますから高い税金を本来であればいただけるものであります。ところが、それが5年たった暁には、減価償却等でかなり固定資産税の税収というのは我々は見込めなくなっていくと。果たしてそこまでの企業さんが、私どもが欲しい、潟上市とともに歩んでほしい企業であるかどうかということは、私は少々疑問でありました。その中で、今回予算編成等もあり、そして産業課を中心にしてこの検討を進めてきた中で、議員の皆様に出す情報は本当にこの場になってしまって、その段については私の方からもお詫びを申し上げますが、ただ、条例の性格等、それから今後の潟上市のことを考えたときには、これは果敢に審議をお願いし、我々が結論を出すべき内容ではないかということにし、ここに上程させていただいたところであります。

いずれに致しましても、これまでこの現行の条例下において誘致していただいている企業さん方についての、言ってみればまだ数字としてではなくて、その例えば我が市における取引相手が出てきたとか、あるいは誘致企業同士の取引が始まったということは決して悪いことではないし、そして彼らも潟上市のために貢献したいという意識は社長さんから何度もいただいているところであります。で、そういった面は大事にしつつ、今後我々としては、ある区切りの中でこの条例施行してまいらないといけないということになると、どうしても我々行政としては年度ということになってまいります。それで、今回の上程となった理由のもう一つの理由でございますけれども、我々としては、この現行下で誘致した企業さんについては、我々がこういった好条件の中でやっけるために、そのために我々潟上市としては、潟上市民からは貢献を高く期待されているということは申し上げるつもりであります。さらに一つ申し上げますと、では、この条件の中でしか企業さんは潟上市に対する誘致を、その1億円であるとかそういった固定資産税の減免だけで選ばれてるかということ、そうではないという情報も、これは確かなことは申し上げられませんが、実際でございます。ですので、我々としては、今ある企業さんとともに、そしてこれからお入りいただく企業さんについても、我々としてはこの条件が精いっぱいであるということ、財政状況も勘案しながら、その時々々の限度額を設定しつつ、それで先ほど現行考えてるのは3,000万円ということを考えてございます。これについても、我々としてはどのような規則を制定していることが想定されるかということであれば、議会の方で真摯に答えてまいりたいと思います。

縷々述べさせて長くなりましたが、我々としては、この条例、是非この議会でご審議賜り、そしてご可決いただければ非常にありがたいと思っておりますし、で、この条件下で新年度より企業誘致にさらに努めてまいりたいというふうに考えてございますので、どうぞご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） これ3回目ですからこれで終わりますけれども、今藤原市長から縷々ね、その背景等々の懇切丁寧な説明いただきまして理解だいぶできました。しかしながら、時代っていうのはやはり変化していきます。流れていきますよ。やはり右肩上がりの時代から今日の時代になりまして、何起きるかわからないのが昨今の情勢ですよ。で、そもそも大変恐縮ですけども、お金を大枚に補助するとか、あるいは税金を免除するとか、この手法というのは全国1,700ぐらいの自治体あるんですが、みんな同

じことやっちゃって、訳わかんなくなっちゃった。で、どっかで差別化するとすれば、そういう企業は奉仕団体ではありませんので、利益を求めてやっていますからね、そういう条件よければ来ますよ。北海道から沖縄、どこにも行きますよ。ですから、ただ私はやはりそういう時代はもう終わったんだという認識、恐らくあるだろうと思います。で、やはり結局、潟上市ってというのはやはり地域力だとか市民力だとか、まさに魅力のあるまちなんだと。そこへ行って業を起こしてみたい。そういう形の考えにシフトしていった方が、市長が今日施政方針でも述べたとおり、いいんじゃないかなと私は思いますよ。ですから、この提案を否定するものでは絶対ありませんのでね。で、併せて、今日市長、施政方針にもやりましたけれども、昭和地区あたりでね若人が、若い者、確かね若い人たちが地場産業の更なる振興と継続のためにね立ち上げていろいろやってるでしょう。むしろそういう、よくわからないといえは大変恐縮ですが、企業誘致という名のもとに真水の税金をつぎ込むよりも、その真水の税金があるならば、3,000万円のものを7,000万円、仮にあるとするならば、そういう昭和のみならず潟上全体をもう一回網羅してみても、そういう方々にやはりむしろ支援をしていくと。そうすれば足腰の強い地場産業が育成され、そしてやはり潟上を中心とした雇用が生まれ、そして消費すれば地域経済の発展につながる、これは好循環ですよ。そういう全体をパッケージしたシフトに変えていくような、これを契機にしてそういう発想を当局からも持っていただきたいということを私申し上げたいと思います。

で、これは私の思いをかなり申し上げておりますけれども、少なくとも地域の若人、あるいは今まで潟上を支えてきた地場産業等々、生産業であれ農業であれ、様々な業種あるわけですよ。そういうことに対してやはりむしろ支援して行って、そしてこの地域が発展していく、そういう選択肢がむしろ求められてる時代じゃないかなということのひとつ、少しでも聞く要素があるならば参考にしていただきたいと思います。

まあ一時はベンチャー企業云々とかっていうこともありました。ベンチャー企業もいろいろありまして、場合によっては潟上の市民がベンチャー企業を立ち上げる、そういうものとパッケージとして進めていくっていいだろうし、この提案を契機に、しっかりと今までの概念を捨てて、新しい時代に向かうためにはどうすればいいのかということ、議会も当局もともに共有したいというふうに思っています。あとは所管の委員会の方で掘り下げた審査はいただきたいと思います。答弁はいりません。終わります。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 条例の中に、地元には本社機能を置くというような努力される形跡はないようですが、いかがですか。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 10番佐藤議員にお答え致します。

本社機能については、特に明記はしておりません。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 明記されていないのはわかりませんが、事業所得税の関係もありますので、ここに設置する方向で誘致を一生懸命やるというようなことはないですかと、考えはどうですかということをお伺いしたところです。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ご提案という形で承りましたけれども、本社機能、鴻上市には是非本社を置いてほしいというのは私の中にも思いはあります。ただ、企業には企業のそれぞれの組織のあり方とかそういうものもあります。実際にはかなり大きいプロジェクトをなしている企業さんが、鴻上市に本社機能を置いたままやったださってる企業さんが実際にあります。それは是非鴻上に置きたいんだと。その会社は上場も目指しているという話も伺いました。ですから、私としてはやはりそういう企業さんを本当に大切にしたいし、我々のパートナーとしてこれから一緒に歩んでほしいというふうに思っています。まあそれを条例に書き込むというのは、なかなかこれは一筋縄ではいかないですけども、まあそのような形で我々これから企業誘致、そういう気持ちであたっていきたいとは考えてございます。

○議長（西村 武） よろしいですか。

○10番（佐藤義久） はい。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑がないようですので、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託します。

昼食のため、13時30分まで休憩します。

午前11時56分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、5番鈴木斌次郎議員から都合によりまして早退しますとの届け出がありましたので、ご報告致します。

【日程第11、議案第7号 潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） それでは、日程第11、議案第7号、潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第7号について、当局より提案理由の説明を求めます。櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） それでは、議案書の15ページをお開き願います。

議案第7号、潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正するものとする。

令和2年3月3日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、市が管理する道路の占用料の額を改定するため、条例の関係部分を改正するものでございます。次のページをお願い致します。

改正の内容についてご説明申し上げます。

道路法施行令の一部を改正する政令の内容は、「平成30年度に行われた固定資産税評価額の評価替え等を踏まえた道路占用料の額」への改定が行われるもので、同様に市が管理する道路の占用料の額を改定するものでございます。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 占用料がいろいろ第1種とか第2種、第3種の電柱とかいろいろありますけれども、金額がありますが、これの金額に掛ける消費税というふうなこともなりますか。これは消費税の対象外だとか、そこら辺のことちょっと伺いたいと思いますけれども。

○議長（西村 武） 菅生都市建設課長。

○都市建設課長（菅生 司） ただいまの質問にお答え致します。

土地の譲渡及び貸付については、非課税扱いとなっておりますので消費税はかかって

おりません。ただし、1カ月未満の貸付にあたっては、消費税が該当となります。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） ちょっとお尋ねしたいのは、なかなか産業建設常任委員会に回れないものですからお聞きしますけども、秋田市で道路占用してる部分がありますが、配管、下水配管が通ってるはずですけども、これはどこに該当するものですか。ちょっと教えていただきたい。秋田市の下水道管、潟上市内を通っていますが、どこへ該当してありますか。料金体系はどこへ入るんでしょうか、教えてください。

○議長（西村 武） 菅生都市建設課長。

○都市建設課長（菅生 司） ただいまのご質問にお答え致します。

料金の体系ですが、17ページの外形、例えば0.07メートル未満とか、法32条第1項第2号にかかわるものと思われま。ただし、公共の下水道とか水道の場合は無料となっております。

以上です。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第12、議案第8号、潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第12、議案第8号、潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第8号について、当局より提案理由の説明を求めます。櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） それでは、議案書の22ページをお開き願います。

議案第8号、潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市市営住宅条例の一部を次のように改正するものとする。

令和2年3月3日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による公営住宅法の一部改正に伴い、不正入居により住宅の明渡し請求を受けた者から徴収する利息の算定に係る利率を改定するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正の内容についてご説明申し上げます。

不正入居により住宅の明渡し請求に係る利息について、「年5分の割合」を「法定利率」に改めるものでございます。

民法の改正内容は、民法制定以来5%とされてきた法定利率について、市中金利が長期にわたり5%を下回る状態が続いているため、3%に引き下げられるもので、民法改正による公営住宅法の一部改正に伴い、公営住宅法と同様に改正するものでございます。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 提案理由として、不正入居により住宅の明渡し請求を受けた者から徴収する利息の算定に係る利率の改定というふうなことでうたっておりますけれども、一般的に不正入居というのはどのように当局の方で考えているのか、その条件というか要綱というか、そこら辺について伺いたいと思います。規定というか、不正入居の。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 12番藤原典男議員にお答え致します。

不正入居という捉え方ということだと思いますが、偽りによる住所とか、あとは偽りによる職業の偽りとかで入居した場合、不正入居という形で捉えております。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） そうすれば、請求してもお金を払わないというふうなことにについては、不正入居の対象とはまた別だというふうなことになるますか。見解としては。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） お答え致します。

今言われたとおり、それは別の問題でございますので、今お話ししたやつとはちょっと違って捉えております。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑がないようですので、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第13、議案第9号、潟上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第13、議案第9号、潟上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第9号について、当局より提案理由の説明を求めます。渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） それでは、議案書の24ページをお開き願います。

議案第9号、潟上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和2年3月3日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、浄水場を新たに整備することに伴い、給水人口及び1日最大給水量の規定を見直す等のため、条例の関係部分を改正するものでございます。

なお、浄水場とは、老朽化した二田浄水場等を廃止し、施設の統合を行うため新たに建設する浄水場のことでございますが、改正内容のご説明の前に、浄水場の整備と水道事業の経営変更認可についてご説明申し上げます。

浄水場を新たに整備するためには、水道事業の経営変更認可が必要となりますが、その際には、新たな事業計画として、今後の「給水人口」及び「1日最大給水量」が必要となります。この新たな事業計画の「給水人口」及び「1日最大給水量」につきましては既に算出しておりますが、現条例で規定している内容とは異なっておりますので、整合性を図るため条例を改正をするものでございます。

それでは、主な改正内容についてご説明申し上げます。

次のページをお願い致します。

先ほど説明申し上げましたとおり、「給水人口」及び「1日最大給水量」を見直すものであり、別表第1の給水人口「3万2,710人」を「2万5,700人」に、1日最大給水量「1万2,013 m^3 」を「1万1,550 m^3 」に改めるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございますが、第6条の改正規定につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第14、議案第10号 令和元年度潟上市一般会計補正予算(第8号)(案)について から 日程第31、議案第27号 令和2年度潟上市下水道事業会計予算(案)について】

○議長(西村 武) 日程第14、議案第10号、令和元年度潟上市一般会計補正予算(第8号)(案)についてから日程第31、議案第27号、令和2年度潟上市下水道事業会計予算(案)についてまで一括議題と致します。

議案第10号から議案第27号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長(菅原靖仁) それでは、議案書の26ページをお開き願います。

一般会計補正予算の大綱についてご説明申し上げます。

議案第10号、令和元年度潟上市一般会計補正予算(第8号)(案)について。

別冊のとおり。

令和2年3月3日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の令和元年度潟上市一般会計補正予算書(案)(第8号)の1ページをお願い致します。

議案第10号、令和元年度潟上市一般会計補正予算(第8号)は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,072万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158億4,438万9,000円とするものでございます。

5ページをお願い致します。

第2表繰越明許費について申し上げます。

3款1項社会福祉費は、プレミアム付商品券事業1,528万円でございます。

6款1項農業費は、ため池等整備事業105万円、湛水防除事業645万7,000円でございます。

8款2項道路橋梁費は、市道整備事業2億5,064万4,000円、3項河川砂防費は、急傾斜地崩壊対策事業178万8,000円でございます。

6ページをお願い致します。

第3表地方債補正について申し上げます。

起債の目的の農業基盤整備事業は、限度額1,310万円に増額、高能率生産団地路網整備事業は、1,030万円に減額、道路整備事業は、2億870万円に増額するものでございます。

9ページをお願い致します。

歳入予算について主なものを申し上げます。

14款2項2目民生費国庫補助金は、7,898万7,000円の減額で、主なものは保育所等整備交付金4,164万4,000円の減とプレミアム付商品券事業費補助金3,624万3,000円の減でございます。4目土木費国庫補助金は、6,420万6,000円の追加で、主なものは2節道路橋梁費補助金6,474万6,000円で、国の補正予算第1号による社会資本整備総合交付金でございます。

10ページをお願い致します。

17款1項1目寄附金は、1,879万6,000円の追加で、ふるさと応援寄附金でございます。

19款1項1目繰越金は、1,053万6,000円の追加で、前年度繰越金でございます。

20款5項5目雑入は、1億215万4,000円の減額で、主なものはプレミアム付商品券売払収入1億1,440万円でございます。

11ページをお願い致します。

21款1項市債は、4,180万円の追加で、主なものは5目土木債の道路整備事業債4,420万円の追加で、国の補正予算第1号による社会資本整備総合交付金事業に係るものでございます。

歳出予算について主なものを申し上げます。

12ページをお願い致します。

2款1項17目基金費は、8,099万5,000円の追加で、主なものは、ふるさと応援基金積立金1,935万8,000円と財政調整基金積立金6,139万6,000円でございます。

13ページをお願い致します。

3款1項9目プレミアム付商品券事業費は、1億5,064万3,000円の減額でございます。令和元年10月から低所得者及びゼロから3歳児の子育て世帯の世帯主を対象に、プレミアム付商品券を販売しております。プレミアム付商品券の使用期限が令和2年3月31日となっており、現在の販売状況から実績を当初見込み8,800人分の35%、3,080人分と見込み、歳入歳出とも減額するものでございます。

2項1目児童福祉総務費は、6,246万6,000円の減額で、保育所等整備交付金でござい

ます。出戸地区に整備予定の民間保育施設の設置事業者に対し、国の要綱により国が2分の1、市が4分の1を補助することとし、国の交付決定を受け9月補正予算に計上しておりましたが、民間事業者が事業を中止したことにより、歳入歳出とも減額するものでございます。

15ページをお願い致します。

8款2項2目道路新設改良費は、1億1,150万円の追加で、国の補正予算第1号による社会資本整備総合交付金事業でございます。内訳は、調査設計等委託料1,475万8,000円と道路改良工事9,674万2,000円で、馬踏川大橋ほか橋梁補修事業を実施するもので、全額繰越明許費となります。

16ページをお願い致します。

12款1項1目元金は、4,600万4,000円の追加で、繰上償還でございます。市債7件分を繰上償還するもので、将来の利子負担184万2,000円の軽減が図られるものでございます。

以上が一般会計補正予算の大綱でございます。

続きまして、議案書の27ページをお願い致します。

議案第11号、令和元年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり。

令和2年3月3日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の令和元年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

議案第11号、令和元年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,143万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億7,046万3,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容は、保険給付費の見込みによる追加2億4,423万4,000円と、国民健康保険団体連合会の事務誤りによる過去の高額医療費共同事業に係る県への精算返還金3,422万4,000円、保険財政安定化事業精算返還金1,092万2,000円でございます。

続きまして、議案書の28ページをお願い致します。

議案第12号、令和元年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（案）について。

別冊のとおり。

令和2年3月3日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の令和元年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算書（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第12号、令和元年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,729万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,417万円とするものでございます。

補正予算の内容は後期高齢者医療広域連合負担金で、見込みにより追加するものでございます。

次に、議案書の29ページをお願い致します。

議案第13号、令和元年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

別冊のとおり。

令和2年3月3日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の令和元年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算書（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第13号、令和元年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,893万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億7,534万3,000円とするものでございます。

保険事業勘定の補正予算の主な内容は、前年度介護保険事業費の確定により、介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

次に、議案書の30ページをお願い致します。

議案第14号、令和元年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

令和2年3月3日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の令和元年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第14号、令和元年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ134万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ169万3,000円とするものでございます。

補正予算の内容は、財産収入及び繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、議案書の31ページをお願い致します。

議案第15号、令和元年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

令和2年3月3日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の令和元年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第15号、令和元年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78万8,000円とするものでございます。

補正予算の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、議案書の32ページをお願い致します。

議案第16号、令和元年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

令和2年3月3日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の令和元年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第16号、令和元年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74万8,000円とするものでございます。

補正予算の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、議案書の33ページをお願い致します。

議案第17号、令和元年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

令和2年3月3日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の令和元年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第17号、令和元年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127万5,000円とするものでございます。

補正予算の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

最後に、令和2年度潟上市予算の大綱についてご説明申し上げます。

令和2年度潟上市一般会計予算（案）について申し上げます。

2月20日の全員協議会においてお配りしました、別冊の「令和2年度潟上市予算概要」によりご説明させていただきます。

それでは、3ページをお開き願います。

令和2年度潟上市一般会計予算の総額は、歳入歳出とも170億1,900万円で、前年度予算比24億9,791万2,000円、17.2%増でございます。

はじめに、歳入について申し上げます。

市税は26億2,384万3,000円で、前年度比2,397万3,000円、0.9%増でございます。

このうち、市民税は11億8,369万4,000円で、前年度比797万8,000円、0.7%減でございます。

また、固定資産税は11億336万8,000円で、前年度比4,372万7,000円、4.1%増でございます。

地方譲与税は1億4,100万円で、前年度比700万円、5.2%増でございます。

地方消費税交付金は6億6,700万円で、前年度比7,900万円、13.4%増でございます。

地方交付税は60億2,562万5,000円で、前年度比3,353万9,000円、0.6%増でございます。

このうち、普通交付税は56億2,562万5,000円で、前年度比3,353万9,000円、0.6%増でございます。

また、特別交付税は4億円で、前年度と同額でございます。

国庫支出金は17億5,416万円で、前年度比5,143万2,000円、3.0%増でございます。主なものは、児童福祉費補助金でございます。

県支出金は10億4,344万4,000円で、前年度比5,399万1,000円、5.5%増で、主なものは水産業費補助金と児童福祉費補助金でございます。

繰入金は11億7,561万7,000円で、前年度比3億1,022万円、35.8%増でございます。主なものは財政調整基金繰入金9億5,000万円と合併振興基金繰入金1億8,000万円でございます。

繰越金は3億5,000万円で、前年度と同額でございます。

市債は27億5,370万円で、前年度比20億1,930万円、275.0%増でございます。内訳は、コミュニティ施設整備事業債9億4,590万円、幼保一体施設整備事業債11億8,040万円など事業債が24億5,270万円、臨時財政対策債が3億100万円でございます。

4ページをお願い致します。

歳入のうち、自主財源は27.0%で45億8,807万1,000円、依存財源は73.0%で124億3,092万9,000円でございます。

歳入全体に占める自主財源の割合は、依存財源である市債の増額などにより、前年度比2.8ポイント減となっております。

続いて、歳出について申し上げます。

議会費は1億6,543万7,000円で、前年度比887万5,000円、5.1%減でございます。

総務費は27億6,758万2,000円で、前年度比11億1,707万5,000円、67.7%増でございます。主な事業につきましては、電算システムクラウド化事業2,947万5,000円、電算機器更新事業1,681万7,000円、プロモーション活動事業200万円、移住者支援事業100万円、まちづくり団体活動助成事業25万円、天王市民センター（仮称）整備事業11億163万1,000円、自治会活動推進事業4,701万4,000円、コミュニティ推進協議会活動費補助事業48万円、バス運行及びバス路線維持事業5,678万7,000円、デマンド型乗合タクシー事業152万7,000円、地籍調査事業（飯田川地区）2,236万3,000円、令和3年4月19日任期満了に伴う秋田県知事選挙費1,004万6,000円、令和3年4月16日任期満了に伴う潟上市長選挙費367万7,000円、マイナンバーカード普及事業2,244万8,000円でございます。

民生費は69億2,472万9,000円で、前年度比15億9,612万4,000円、30.0%増でございます。主な事業につきましては、出産祝い金給付事業900万円、5ページをお願い致します。障害者福祉事業7億6,266万7,000円、福祉医療給付事業3億950万2,000円、児童扶養手当給付事業1億7,198万4,000円、児童手当給付事業4億835万3,000円、生活保護給付事業8億5,545万2,000円、生活保護適正実施推進事業484万3,000円、生活困窮者自立支援事業814万3,000円、敬老事業（敬老式・敬老祝い金）1,142万円、介護予防事業460万5,000円、病児保育事業673万9,000円、でと児童クラブ整備事業1億1,689万6,000円、

天王こども園（仮称）整備事業12億7,273万4,000円でございます。

衛生費は11億839万8,000円で、前年度比4,343万9,000円、3.8%減でございます。主な事業につきましては、救急医療等支援事業2,041万1,000円、地域自殺対策強化事業311万1,000円、健康づくり人材育成事業43万1,000円、感染症予防事業7,888万8,000円、うち小児予防接種事業5,167万5,000円、うちインフルエンザ予防接種事業1,668万2,000円、うち風しん追加的対策事業646万2,000円、母子保健事業4,739万3,000円、うち子育て世代包括支援センター事業1,057万3,000円、うち不妊・不育治療費助成事業439万4,000円、うちフッ化物塗布費助成事業（幼児）98万5,000円、うち新生児聴覚検査費助成事業92万5,000円、成人保健事業8,736万6,000円、うち健康増進事業246万7,000円、6ページをお願い致します。うち特定健診受診率向上支援事業392万3,000円、防災・健康拠点施設事業4,337万円、空き家対策事業322万4,000円、最終処分場延命化事業1億5,634万1,000円でございます。

労働費は8万5,000円で、前年度比30万1,000円、78.0%減でございます。

農林水産業費は5億3,527万2,000円で、前年度比7,472万3,000円、16.2%増でございます。主な事業につきましては、農産物販売・加工等促進事業180万円、農業次世代人材投資事業1,275万円、農業経営確保・育成支援事業30万円、多面的機能支払交付金事業1億2,262万3,000円、ため池等整備事業113万3,000円、湛水防除事業94万3,000円、高能率生産団地路網整備事業1,300万円、水産物供給基盤機能保全事業8,508万3,000円、水産物供給基盤機能保全（水域）事業9,648万3,000円、水産物供給基盤機能強化事業1,327万1,000円でございます。

商工費は3億8,827万3,000円で、前年度比2,996万6,000円、7.2%減でございます。主な事業につきましては、設備投資助成事業1億円、雇用奨励事業400万円、創業支援事業110万円、地域活性化イベント事業1,879万7,000円、秋田・潟上・男鹿周遊観光タクシー促進事業20万6,000円でございます。

7ページをお願い致します。

土木費は12億8,081万2,000円で、前年度比1億3,261万7,000円、9.4%減でございます。主な事業につきましては、道路除排雪事業1億1,121万3,000円、道路雨水排水対策事業700万円、二田追分線改良事業1億5,042万円、広域秋田五城目線法面改修事業3,357万8,000円、舗装補修事業（天王大久保線ほか）3,903万8,000円、急傾斜地崩壊対策事業460万円、公園施設長寿命化対策支援事業6,855万5,000円、住宅リフォーム補助

事業2,520万円でございます。

消防費は9億1,985万8,000円で、前年度比2,552万3,000円、2.9%増でございます。主な事業につきましては、消火栓新設事業352万円、消防団員防火衣等更新事業1,287万円、防災行政無線バッテリー更新事業481万5,000円でございます。

教育費は10億4,255万9,000円で、前年度比1億4,613万5,000円、12.3%減でございます。主な事業につきましては、ふるさと学習推進事業28万円、児童生徒派遣費補助事業1,200万円、高校生通学費助成事業1,400万円、中学生海外ホームステイ助成事業240万円、コミュニティ・スクール事業129万4,000円、フッ化物洗口事業（小・中学生）154万5,000円、天王小学校暖房設備更新事業831万9,000円、羽城中学校床改修事業154万4,000円、出戸地区コミュニティセンタートイレ改修事業350万9,000円でございます。

8ページをお願い致します。

災害復旧費は300万円で、前年度と同額でございます。

公債費は18億6,799万5,000円で、前年度比4,580万円、2.5%増でございます。

歳出における性質別の内訳では、義務的経費は69億7,254万4,000円で、このうち人件費は、25億2,059万2,000円で、前年度比2億5,492万2,000円、9.2%減でございます。

扶助費は25億8,395万7,000円で、前年度比1億110万9,000円、3.8%減でございます。

公債費は18億6,799万5,000円でございます。

普通建設事業費は32億4,217万5,000円で、前年度比20億8,485万7,000円、180.1%増でございます。

物件費は25億8,511万2,000円で、前年度比6億6,718万6,000円、34.8%増でございます。

維持補修費は2億8,257万6,000円で、前年度比3,354万3,000円、10.6%減でございます。

補助費等は21億6,608万7,000円で、前年度比1億7,193万5,000円、8.6%増でございます。

令和2年度一般会計予算の大綱は、以上のとおりでございます。

続きまして、議案第19号から議案第27号までの特別会計及び企業会計について申し上げます。

特別会計及び企業会計の水道と下水道事業会計を合わせた総額は、106億3,192万5,000円で、前年度比4億9,336万9,000円、4.4%減でございます。

特別会計及び企業会計の主な事業につきましては、国民健康保険事業保険給付費24億9,897万4,000円、後期高齢者医療広域連合負担金3億2,023万2,000円、介護保険事業保険給付費39億2,313万7,000円、昭和浄水場3号ろ過機ろ過材更新1,265万円、新浄水場整備事業9,935万1,000円、持谷地地区管渠布設事業244万2,000円でございます。

以上が令和2年度潟上市一般会計及び各特別会計等予算の大綱でございます。

○議長（西村 武） これで大綱説明を終わります。

大綱質疑は、予算特別委員会で行うことを皆さんに申し添えておきます。

【日程第32、予算特別委員会の設置について】

○議長（西村 武） 日程第32、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第10号から議案第27号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号から議案第27号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定致しました。

【日程第33、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について】

○議長（西村 武） 日程第33、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任についてを議題とします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長を選任するため、予算特別委員会を開催します。

暫時休憩します。

午後 2時18分 休憩

午後 2時38分 再開

○議長（西村 武） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が選出されましたので、ご報告致します。

委員長には2番戸田俊樹議員、副委員長には7番鏡 仁志議員。

以上のとおり決定致しました。

また、予算特別委員会は3月9日及び3月19日に開催される旨、併せて各常任委員会

からなる予算特別委員会分科会を設置し、3月9日から3月12日まで詳細審査する旨の通知がありましたので、ご報告致します。

【日程第34、議案第28号 市道路線の認定及び変更について】

○議長（西村 武） 日程第34、議案第28号、市道路線の認定及び変更についてを議題と致します。

議案第28号について、当局より提案理由の説明を求めます。櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） それでは、議案書の44ページをお願い致します。

議案第28号、市道路線の認定及び変更について。

下記のとおり市道の路線を認定し、及び変更するため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1、認定する路線については、8路線で、実延長は921.1メートルでございます。

内訳は、次ページの整理番号8、野村樹園地1号線は、国道101号の側道で、県との協議によるものでございます。そのほかの7路線は、宅地開発等による道路の帰属によるもので、追分地区が6路線、出戸新町地区が1路線でございます。

2、変更する路線につきましては、県道の拡幅や市道の改良等により、市道認定路線の延長及び面積が変更となるもので、変更する路線数は12路線でございます。

令和2年3月3日提出 潟上市長 藤原一成

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託致します。

【日程第35、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について】

○議長（西村 武） 日程第35、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題と致します。

諮問第1号について、提出者の説明を求めます。藤原市長。

○市長（藤原一成） それでは、本日配付致しました議案書の47ページをご覧ください。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住 所 飯田川下虻川字土場向86番地

氏 名 小瀧正志

生年月日 昭和33年10月5日

小瀧氏については、裏面に略歴がございますのでご覧ください。

提案理由でございますが、令和2年3月31日付けで人権擁護委員の鑑 長秀氏が任期満了となるので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないものでございます。どうぞ宜しくお願い致します。

以上でございます。

○議長（西村 武） お諮りします。これから諮問第1号について、質疑、採決の順に行いますが、簡易採決により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号については、簡易採決により採決します。

諮問第1号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから諮問第1号を採決します。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は同意することに決定致しました。

【日程第36、陳情第1号 最低賃金の改善と全国一律制にすることを求める陳情及び日程第37、陳情第2号 公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入する条例制定に反対する陳情】

○議長（西村 武） 日程第36、陳情第1号、最低賃金の改善と全国一律制にすることを求める陳情及び日程第37、陳情第2号、公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入する条例制定に反対する陳情までを一括議題とします。

陳情第1号及び陳情第2号については、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号及び陳情第2号については、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定致しました。

以上で本日の日程はすべて議了致しました。本日はこれで散会します。

なお、3月5日木曜日、午前10時から本会議を再開しますので、ご参集願います。

本日はどうもご苦労様でした。

午後 2時45分 散会